

(HANDICRAFTS)」(P—8240))が添付されていること及びそれらの記載事項の確認

(2) 郵便物についての取扱い

特惠関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(原産地認定の基準)

8の2—3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。

(2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。

イ 特惠受益国に登録されていること。

ロ 特惠受益国の国旗を掲げて航行していること。

ハ 特惠受益国、その国民又は当該特惠受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特惠受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特惠受益国又は当該特惠受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。

ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特惠受益国の国民で構成されていること。

ホ 船員の75%以上が当該特惠受益国の国民で構成されていること。

(「原産地が明らかであると認められた物品」の取扱い)

8の2—4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた物品」の取扱いについては、次による。

(1) 「原産地が明らかであると認められた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特惠関税の適用上特に問題があると認められる場合であつて、後記8の2—4の2の(3)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。

(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を經由して本邦へ向けて運送されたもの(令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、原産地証明書の提出が必要な物品